

二 詳細なる事業計畫書但し事業が工事の施行を要するものときは工事計畫説明書、工事全部に係る設計書當該年度起業に係る設計書及之に伴ふ實測平面圖、縱斷面圖、橫斷面圖特に構造を示すべき必要あるものは其の構造圖工事着手及竣功豫定期日を記載したる書類を添付すべし

三 收支豫算

第五條 前條に依り獎勵金交付の承認を受けたるものは其の事業に着手し又は完成し又は竣工したるときは直に届出づべし
第六條 第四條に依り獎勵金交付の承認を受けたる事業にして獎勵金の交付を受けむとするものは別記様式に依り獎勵金交付申請書を毎年六月三十日迄に知事に提出すべし

第七條 獎勵金交付の承認を受けたる事業にして其の計畫を變更せむとするときは本則第四條に準じ更に承認を受くべし
第八條 知事は獎勵金交付を承認したる事業に就き實地調査を爲さしめ又は必要なる命令を發することあるべし
第九條 左の各號の一に該當したるときは獎勵金の全部又は一部の返還を命じ若し指令を取消し又は獎勵金を減額することあるべし

- 一 事業に付不正の行爲ありと認めたるとき
- 二 事業を廢し又は停止したるとき
- 三 他の法令に據り獎勵金又は補助金を受けたるとき

兵庫縣

寄生蟲驅除費補助規則

兵庫縣令第十八號 兵庫縣令第七十三號
大正十一年四月五日 大正十五年六月二十日改正

第一條 市町村に於て寄生蟲驅除の爲め費用の支出を爲したるときは其の精算額に對し三分の一以内を縣費より補助す但し市町村の支出額十圓未満なるときは補助せず

第二條 前條の支出精算額過當と認むるときは之を査定し其の査定額に對し補助す

第三條 第一條の支出精算額とは事業に伴ふ収入又は寄附金等あるときは之を控除したる支出精算額を云ふ

第四條 補助を受けむとするときは申請書に左記様式の精算書及正當領收證書の寫を添付し毎年三月、九月の二回之を知事に差出すべし

第五條 削除

附 則

本規程は大正十一年四月一日より之を施行す

新潟縣

十二指腸蟲、蛔蟲、驅除費補助規則

大正十二年八月三日
縣令第三十五號

十二指腸蟲、蛔蟲除驅除費補助規則左の通定む

十二指腸蟲、蛔蟲、驅除費補助規則

第一條 十二指腸蟲、蛔蟲、驅除の目的を以て支出したる市町村の經費に對し毎年度豫算の範圍内に於て縣費より補助す

第二條 補助金は當該經費を査定し支出に伴ふ収入寄附金其の他の補助金あるときは之を控除し金額三十圓以上のものに對し其三分の一以内を交附す

第三條 補助金の交付を受けむとする市町村は當該年度經過後六ヶ月以内に申請すべし

第四條 補助金交付の後當該支出につき不正の事實を發見したるときは補助金の全部又は一部の還附を命ずることあるべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

埼玉縣

十二指腸蟲病豫防費補助規則

大正七年三月 縣令第十九號
改正大正十一年十二月 縣令第一六六號
改正大正十五年七月 縣令第九七號

第一條 市町村に於て十二指腸蟲病豫防の爲め検査料、治療料藥品費其他の支出をなしたるときは其支出總額に對し四分の一以内を縣費より補助す但し特別の事情あるときは全部までを補助することあるべし

第二條 前條の支出精算額相當ならずと認むるときは之を査定したるものを以て確定額とす

第三條 十二指腸蟲病豫防に伴ふ収入又は補助金寄附金等あるときは支出總額より之れを控除したる殘額に對し補助す

第四條 市町村長は知事の指定する様式の精算書及關係書類を添付し翌年十月末日限り補助を申請すべし

但し其の期間内に申請すること能はざるときは豫め事由を具し知事の認可を受くべし

第五條 本則は大正七年四月一日より施行す

群馬縣

十二指腸蟲、蛔蟲驅除「マラリヤ」病豫防治療費補助規程

大正十年九月十六日
縣令 第五五號

第一條 市町村其の他の團體に於て人體十二指腸蟲及蛔蟲驅除の爲支出したる金額に對し其の三分の一以内「マラリヤ」病豫防治療の爲め支出したる金額に對し其の二分の一以内を補助す

第二條 前條の補助を受けむとする者は事業着手一箇月前第一號様式に依り市役所若は町村役場を経て知事に届出べし
前項届出に依る施行方法にして不適當と認むるときは之が變更を命ずることあるべし

第三條 第一條の支出に對し寄附金又は補助金其の他の收入ありたるときは支出精算額より之を控除したる殘額に對し補助金を査定するものとす
第四條 第二條の届出を爲したる者は事業終了後一ヶ月以内に第二號様式の申請書に第三號様式の實施人員表を添へ第二條の官公署を経て知事に提出すべし但し市町村の事業に在りては補助申請書に議決豫算書の抄本を添付すべし

第五條 前條の申請に對し調査の結果不適當と認むるときは補助せざることあるべし

附 則

本規程は發布の日より之を施行す

栃木縣

寄生蟲驅除費補助規定

大正十五年六月四日
栃木縣令第四十七號

第一條 本令に於て寄生蟲と稱するは蛔蟲及十二指腸蟲を謂ふ

第二條 市町村に於て寄生蟲の驅除を施行したるときは本規程の定むる所に依り毎年度豫算の範圍内に於て其の經費に對し、精算額の三分の一以内を補助す但し當該年度精算額三十圓未満のものに對しては之を補助せず

第三條 補助金の交付を受けむとする市町村は四月一日より七月十五日迄に豫め第一號様式に依り寄生蟲驅除施行方法を具し豫算書を添へ知事の認可を受くべし

寄生蟲の驅除終了したるときは速に第二號様式に依り報告すべし

第四條 補助金の交付を受けむとする市町村は翌年二月末日迄に第三號様式に依り支出證憑書類を添へ知事に申請すべし

第五條 市町村の當該支出金にして不當なりと認むるときは之を査定し其の決定額に對し補助金を定む

寄生蟲驅除に伴ふ收入又は當該指定寄附金は之を支出額より控除す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

奈良縣

人體寄生蟲驅除費規程

大正十一年四月
縣令 第一九號

第一條 市町村又は其他の團體に於て施行する人體寄生蟲驅除の爲め支出したる經費に對し本令の規程に依り縣費より補助す

第二條 前條の補助を受けんとするものは事業着手一ヶ月前迄に別記第一號様式により知事の承認を申請すべし

第三條 補助金額は支出精算額の二分の一以内とす但し事業に關し他の補助金又は寄附金其他の收入あるときは精算額より控除す

第四條 第二條の承認を受けたる方法に依らずして施行したるときは補助をなさざることあるべし

第五條 支出にして事業に對し不適當又は過當なりと認めたるときは査定を以て其の額を定むることあるべし

第六條 補助金の申請書別記第二號様式に依り事業終了後一ヶ月以内に別記第三號様式の支出明細書を添へ之を知事に提出すべし
事業にして次年度に亘るときは其の終了したる年度の事業と看做す

第七條 本令に依り町村より知事に提出する書類は總て所轄郡長を経由すべし

三重縣

腸内寄生蟲驅除費補助規程

大正十年四月五日
三重縣令第三十八號

第一條 市町村に於て人體腸内寄生蟲驅除の爲支出したる費用の内藥品費に限り其の支出額三分の一以内を縣費より補助す但し特別の事由ありと認むるときは其の支出金額の全部迄を補助することあるべし

第二條 前條の支出金額とは事業に伴ふ收入又は寄附金の額を控除したる支出精算額を謂ふ

第三條 寄生蟲驅除費にして其の支出金額過當と認むるときは之を査定し該査定額に對して補助す

附 則

本令は大正十年度より之を施行す

静岡県 縣

寄生蟲驅除費補助規程

大正九年十二月十四日 大正十四年二月三日改正
静岡県令第六九號 静岡県令第一號

第一條 市町村又は其の他の公益團體に於て十二指腸蟲又は蛔蟲驅除の爲支出したる費用に對し當該經費の豫算の範圍内に於て其支出金額の二分の一以内を補助す

第二條 前條に依り補助を受けむとするものは第一號様式に依り豫め施行方法を具し知事の認可を受くべし

第三條 第一條の驅除費にして支出に伴ふ收入又は寄附金補助金等あるときは支出總額より之を控除したる金額に對し補助額を算定す

第四條 本規程に依り補助を受けむとするときは事業終了後速に第二號様式に依り支出證憑書類を添付し市に在りては直に其他に在りては所轄郡役所を経由し知事に申請すべし但し當該年度三月二十五日迄に申請書の本廳に到達せざるものに對して補助せず

第五條 補助申請書に記載したる金額過當なりと認むるときは之を査定し其決定額に對して補助額を算定す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

山梨縣

模範衛生町村設置獎勵規程

昭和二年十一月七日
山梨縣令第六十號

第一條 模範衛生町村を設置せしむる爲本規程に依り毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す

第二條 獎勵金は市町村又は衛生組合に於て左記各號の一に該當する事業を實行し其の成績優良と認むるものに對し事業費精算額三分の一以内の額を交付す但し精算額過當と認むるものは之を査定し精算額を定む

一、瘧疾の根絶

二、結核「トラホーム」の豫防及治療

三、寄生蟲の驅除

四、便所の改善

五、蠅及蚊の驅除

六、清潔の保持

七、母性及乳兒の保護

第三條 第二條の事業を爲さむとする團體は事業開始前左記書類を添へ知事に届出づべし

一、事業の種類及計畫

二、團體の名稱及代表者氏名

三、經費豫算書

四、決議書或は規約書

五、其の他必要の書類

第四條 市、町、村及衛生組合に於て第二條の事業實行上必要ある場合は其の事由を具し衛生技術員の派遣を知事に申請することを得

第五條 第二條の事業施行團體に對しては必要に應じ其の内容を調査し又は経過の報告を徴するものとす

第六條 本規程に依り知事に提出すべき書類は所轄警察署を経由すべし

第七條 警察署長前條の書類を受理したるときは其の内容を調査し意見を附して通達すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

岐阜縣

人體寄生蟲驅除獎勵規則

大正十一年七月十二日
岐阜縣令第三十七號

第一條 本則の規定に依り人體寄生蟲を驅除する市町村に對し毎年度縣費豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す

第二條 人體寄生蟲の驅除は當分蛔蟲、十二指腸蟲、條蟲の三種類とし左の方法に依り之を行ふものとす

一、市町村の一部又は全部の住民に對し第一回糞便検査を行ひ寄生蟲卵保有者に對し投薬するものとす

二、前項投薬後約十日を経て更に第二回糞便検査を行ひ尚ほ寄生蟲卵保有者に對し投薬するものとす

- 三 醫師は寄生蟲の驅除に相當經驗を有するものを選定委託すること
- 四 寄生蟲の驅除は十月より翌年三月までの間に於て之を施行すること
- 五 寄生蟲驅除施行終了後左記第一號様式に依り検査成績表を作製すること
- 第三條 獎勵金の額は前條に依り施行せし費用に付當應に於て過當と認むる部分を査定したる額に對し半額以内とす
- 第四條 獎勵金の交付を受け寄生蟲の驅除を施行せむとする市町村は其の年六月三十日迄に左記事項を具し申請認可を受くべし但し第二條に據り難きときは其の事由方法等を詳具すべし

- 一、施行すべき區域、戸數、人員
- 一、施行年月日

- 一、委託すべき醫師の住所、氏名
- 一、驅除に要する費用の見込額

一、驅除方法

- 第五條 前條に依る認可を受けたる時は所轄警察署に通知すべし
- 第六條 寄生蟲の驅除施行終了したるときは十五日以内に第二條の検査成績表に依り集計表を添付し着手及終了年月日を知事に報告すべし
- 第七條 獎勵金交付の請求は左記第二號様式に依り作製し施行後三十日以内に當廳に提出すべし
前項期限を経過するときは獎勵金を交付せざることあるべし
- 第八條 本則に依り縣廳へ提出する書類は市は直接町村は所轄郡役所を経由すべし

附 則

本則は公布の日より之を施行す

山形縣

人體寄生蟲豫防驅除費補助規程

- 第一條 市町村に於て人體寄生蟲豫防施設の爲支出したる經費に對しては支の支出額の十分の五以内を補助す
前項の支出額とは事業に伴ふ収入又は寄附の金額を控除したる精算額を謂ふ

大正九年八月五日 大正十五年七月二十一日
山形縣令第六十三號 山形縣令第一百二號改正

- 第二條 市町村の支出其の負擔に堪へずと認むるとき又は特別の事由あるときは前條の歩合に拘らず補助することあるべし

- 第三條 補助は現品を以て交付することあるべし但し此の場合に於ては其の價格に依り金額に換算す

- 第四條 市町村に於て公私團體の豫防施設費に對し補助したる場合は其の支出額に對し第一條及第三條に依り補助することあるべし

- 第五條 本則に依り補助を受けむとするときは精算後直に知事に申請すべし

附 則

本則は發布の日より之を施行す

本則發布以前に係る大正九年度に屬する人體寄生蟲豫防驅除費の支出に對しては本則に依り補助す

大正十五年七月以前に要したる驅除劑の費用に對しては本則第一條に依り補助す

秋田縣

保健衛生事業獎勵規程

昭和三年七月十三日
秋田縣令第五十八號

- 第一條 市町村又は其の他の公益團體等に於て保健衛生上必要なる事業を爲したるときは本規程に依り毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す

- 第二條 前條の規定に依り獎勵金を交付する事業の種類左の如し

- 一、僻陋町村に於ける醫師の設置

- 二、産婆の設置

- 三、十二指腸蟲、蛔蟲、其の他の人體寄生蟲の豫防驅除施設

- 四、前各號の外必要と認むる事業

- 第三條 獎勵金交付の歩合は事業支出精算額の三分の一以内とす但し特別の事情ある場合に於ては此の制限に拘らず交付することあるべし

- 前項の支出精算額とは事業に伴ふ収入、補助金又は寄附金等あるときは之を控除したる額を謂ふ

- 第四條 前條の支出精算額過當と認むるときは之を査定し交付額を定む

- 第五條 事業に付特に必要ありと認むるときは現品を交付することあるべし但し此の場合に於ては其の價格に依り金額に換算す

- 第六條 獎勵金の交付を受けむとするものは事業開始前知事の指定したる關係書類を添へ知事に申請し承認を受くべし

- 第七條 前條の規定に依り獎勵金交付の承認を受けたる事業を廢止し又は其の計畫を變更せんとするときは其の事由を具し更に承認を受くべし

第八條 知事は官吏、吏員をして事業施行状況の調査を爲さしめ又は事業の計算並に其の施行方法の変更を命ずることあるべし

第九條 左の各號の一に該當する場合に於ては奨励金交付の指令を取消し又は既に交付したる奨励金の全部若は一部の返還を命ずることあるべし

一、事業に付不正の行爲ありと認むるとき

二、事業の施行不良なりと認むるとき

三、他の法令に依り奨励金又は補助金を受けたるとき

四、奨励金交付の條件に違反したるとき

附 則

本令は公布の日より之を施行す

本令公布以前に係る昭和三年度に屬する事業の施行に對しては本令に依り奨励金を交付す

本令公布以前事業の施行に付知事の承認を受けたるものは本令第六條の規定に依り之を爲したるものと看做す

福 井 縣

腸寄生蟲驅除及「マラリヤ」豫防費補助規程

大正十四年九月二十六日 福井縣令第五十二號
昭和二年五月二十七日 縣令第五十一號改正
同 三年六月二十三日 同 第五十二號

第一條 市町村其の他公私團體に於て腸寄生蟲驅除又は「マラリヤ」豫防の爲め施行する事業にして左記各號の一に該當し支出金額二十四以上なるときは其の金額の五分の一以内縣費より補助することを得但し特別の事由ありと認むるときは二分の一迄増額することを得

一、腸寄生蟲驅除にありては總經費額、其事業施行範圍の人員一人當り五錢以上なること

二、「マラリヤ」豫防に在りては傭人給以外の經費額、其の事業施行範圍の人員一人當り三錢以上なること

前項の支出金額とは事業に伴ふ収入又は寄附金等を控除したる支出精算額を謂ふ

第二條 前條及前條以外の者に於ては腸寄生蟲豫防の目的を以て特に改良便所、肥料溜を新設し其の他腸寄生蟲を絶滅せしむる施設を爲し五十圓以上の費用を要したる場合に於ては前條に準じ補助を爲すことを得

第三條 前二條の補助を受けむとする者は事業の種類、目的、施行範圍の人員、方法（肥料溜にありては材料の種類、大さ、其の個數、及構造圖を明記すること）及豫算額（費目毎に區別すること）を定め當廳の認可を受くべし

前項の認可を受けたる後事業を中止し又は前二條に該當せざるに至りたるときは其の事由を具し速に當廳に届出づべし

第四條 支出額過當と認むるときは之を査定し其の査定額に對し補助することを得

第五條 補助費の支出に關し必要と認むるときは當該官吏をして其の出納を検査せしむることを得

第六條 補助金下付の申請は第一號乃至第三號様式に依り事業終了後一ヶ月以内に當廳に之を爲すべし

第七條 本規程に依り當廳に差出すべき書類は所轄警察署を経由すべし

附 則

大正十四年四月以後の事業にして已に完成したるものに付き補助を受けむとする者は本規程第三條に依り同年十月三十日迄に届出認可を受くべし

島 根 縣

人體腸内寄生蟲驅除費補助規程

大正十五年二月十九日
島根縣令 第三號

第一條 市町村に於て人體腸内寄生蟲の検査及驅除を施行したるときは本規程に依り豫算の範圍内に於て補助金を交付す

第二條 前條の補助額は市町村支出額の六分の一以内に於て之を定む但し支出額三十圓未滿なるときは補助せざることあるべし

前項の支出額とは検査及驅除に要したる經費より之に伴ふ収入寄附金を控除し且査定を爲したる精算額を謂ふ

検査後二ヶ月以内に驅除を施行せざる場合に於ては其の検査費に對しては補助せず

第三條 市町村に於て検査及驅除を施行せむとするときは其の着手前左の事項を具し知事の承認を受くべし其の變更したるとき亦同じ

一、施行 區域

二、施行方法（検査、驅除すべき期日、人員其他施行方法を詳記すること）

三、施行に要する經費豫算額

第四條 補助金の交付を受けむとするときは驅除終了後二月以内に第二號並第三號様式の書類を添へ第一號様式に依り申請すべし

第五條 町村より知事に提出すべき書類は所轄島廳郡役所を経由すべし

附 則

本規程は大正十五年四月一日より之を施行す

大正十一年一月島根縣令第一號寄生蟲驅除費補助規程並大正十一年一月島根縣訓令第一號寄生蟲驅除費補助申請手續は之を廢止す但大正十四年度内に施行したる驅除に限り仍從前の規定に依る

岡山縣

人體寄生蟲驅除豫防費補助規程

大正十一年六月十六日
岡山縣令第五〇號

- 第一條 市町村に於て十二指腸蟲及蛔蟲の驅除豫防の爲支出したる金額に對し其の三分の一以内を縣費より補助す
前項以外の寄生蟲と雖も特に豫防上必要と認むる支出に對して補助することあるべし
第二條 前條の補助を受けむとする者は事業着手前第一號様式により知事に申請認可を受くべし
第三條 第一條の經費の支出に對し寄附金補助金其の他の收入あるときは支出總額より之を控除したる金額に對し補助額を算定す
第四條 第一條の認可を受けたる者は事業終了後一ヶ月以内に第二號様式の申請書に其の事業の成績書を添へ知事に提出すべし
第五條 本規程に依る書類は市は直に町村は郡役所を経由すべし

附 則

本規定は發布の日より之を施行す

廣島縣

市町村寄生蟲驅除費補助規程

大正九年十月十九日
廣島縣令第六十一號

- 第一條 當廳又は市町村に於て検査施行の結果發見したる左記該當者に對し寄生蟲を驅除せしむる爲市町村に於て支出したる費用に對しては支出精算額の三分の一を其の申請に依り縣費より補助す但し支出に伴ふ收入又は補助金寄附金等あるときは總支出額より之を控除したる額に對し補助す
一 十二指腸蟲寄生者
二 蛔蟲寄生者
三 前各號の外當廳に於て指定したる寄生蟲の寄生者
第二條 市町村に於て支出額其の負擔に堪へざるものと認むるとき又は特別の事由あるときは前條の歩合制限に拘らず其の支出精算額二分の一迄を補助することあるべし
第三條 市町村の申請したる支出精算額過當と認むるときは之を査定し其の査定額に對して之を補助す
第四條 本令に依る補助申請の手續は市町村傳染病豫防費補助に關する手續を準用す

附 則

本令は大正九年四月一日以降の支出額に對して之を準用す

山口縣

人體寄生蟲驅除費補助規則

大正十年三月十五日
山口縣令第十九號
大正十四年三月二十七日
山口縣令第十三號 改正

- 第一條 保健衛生上市町村に於て徴兵適齡者及小學校兒童に對し人體寄生蟲の調査並驅除を施行する場合、本則に依り補助金を交付す
第二條 前條の補助金は其の支出精算額に對し六分の一以内とす但し支出額過當なりと認むるときは之を査定し補助金を定む
前項の精算額とは支出に伴ふ收入又は本事業に對する寄附金等を控除したる支出精算額を謂ふ
第三條 補助を受けむとするものは事業着手前其の豫算を定め第一號様式に依り知事に届出づべし
町村より提出する前項の届書は郡役所を経由すべし
第四條 補助金下付の申請は第二號乃至第四號様式に依り其の事業終了後三十日以内に市は當廳に町村は郡役所に之を差出すべし
第五條 郡長本則第三條の届書を受理したるときは速に副申進達し第四條の申請書を受理したるときは調査の上意見を附し二十日以内に之を進達すべし

和歌山縣

腸寄生蟲驅除費補助規程

和歌山縣訓令第一九號

- 第一條 郡市支出の腸寄生蟲驅除及豫防費に對し左の歩合を以て縣費より補助するものとす
一、腸寄生蟲發見に要する機械具購入費精算額の二分の一以内
二、腸寄生蟲帶卵者に給與せる藥劑及其他の諸費精算額三分の一以内
第二條 前條の支出に伴ふ收入又は補助金寄附金等あるときは支出總額より之を控除し補助歩合を計算す
第三條 補助申請すべき費用の精算内譯書は左の各號に準じ調製すべし
一、郡市直接の支出精算書は第一號様式に依る
二、町村の支出に對し郡より補助支出精算書は第二號様式による

第四條 補助の申請は其年度十二月迄に屬する費用は翌年一月三十一日限り一月以降三月三十一日迄に屬する費用は四月三十日限り提出すべし
第五條 郡市より申請の補助額不當と認むる時は之れを査定し其額に對し第一條の歩合により補助することあるべし

香川縣

人體寄生蟲驅除補助規程

第一條 市町村若は市町村衛生組合に於て其の住民若は組合員に對し人體寄生蟲の調査並驅除を施行したるときは本規程に依り補助金を交付す
第二條 前條の補助金は其の支出精算額の三分の一以内とす
但し其の支出額過當と認むるときは之を査定し補助金額を定むることあるべし支出に伴ふ収入又は寄附金補助金あるときは之を控除したる額に對し補助す

第三條 補助を受けむとするときは事業着手前其の豫算を定め第一號様式に依り知事に届出づべし
第四條 補助金下付申請は第二號様式に依り收支精算書を添へ事業終了後三十日以内に差出すべし
第五條 本規程に依り知事に提出すべき書類は市町村は直に市町村衛生組合は市町村長を経由すべし
第六條 市町村長第三條の届出を受理したるときは事實を調査し意見を附し進達すべし

附 則

本令は發布の日より之を施行す

愛媛縣

人體寄生蟲豫防驅除費補助規則

大正十二年四月十七日
愛媛縣令 第二十九號

第一條 市町村に於て人體寄生蟲豫防驅除の施設を爲したるときは其の支出したる經費に對し左の各號に依り補助す
一 驅除劑の費用に對しては支出精算額の三分の一以内
二 前號以外の施設費用に對しては支出精算額の四分の一以内支出に伴ふ収入及寄附金あるときは前各號の支出額より之を控除して補助金額を計算す但し支出に伴ふ収入及寄附金にして其の費途區分の明かならざるものあるときは前項の支出總額より之を按分控除したる額に付補助金額を計算す

第二條 市町村の支出其の負擔に堪へずと認むるとき又は特別の事由あるときは前條の歩合に拘らず其の支出精算額の三分の二迄を補助することあるべし

第三條 市町村に於て公私團體の豫防驅除費に對し補助したる場合は其の支出額に對し第一條第一項第二號に準じ補助す
第四條 補助は第一條第一項各號に依り算出せられたる金額に相當する現品を以て交付することあるべし

附 則

本令は大正十二年四月一日より之を適用す

大分縣

人體寄生蟲驅除並豫防費補助規定

大正十四年四月一日
大分縣令第二十四號

第一條 市町村又は其の他の團體に於て十二指腸蟲蛔蟲の驅除（驅除の爲にする検査を含む）若は豫防の爲支出したる經費に對しては本令の規定に依り縣費より補助金を交付す

第二條 補助を受けむとするものは事業着手前第一號様式に依り市町村は直に其の他の團體は當該市町村長を経て知事に申請認可を受くべし事業の變更を爲さむとするとき亦同じ

前項の申請に依り事業不適當と認めたるときは知事は變更を命ずることあるべし

第三條 補助金額は支出精算額の六分の一以内とす但特別の事由ありと認むるときは本歩合以上を補助することあるべし

第四條 事業に對し他より補助金又は寄附金其の他の収入あるときは支出精算額より之を控除したる金額に對し補助す

第五條 補助申請書は第二號様式に依り事業終了後一ヶ月以内に第二條の官公署を経由知事に提出すべし

前項の期限を経過するときは補助を爲さざることあるべし

第六條 事業にして其の年度三月末日迄に終了せざるものは翌年度の費用を以て補助す

數箇年度繼續する事業は毎年度三月末日迄の分の補助申請を爲すべし

第七條 知事は補助申請書を調査し認可と異りたる事業を爲し又は精算額不當なりと認めたるときは之を査定し補助を爲すことあるべし

附 則

本令は大正十四年四月一日より之を施行す

佐賀縣

衛生施設費補助規程

大正十四年三月二十日佐賀縣令第二十一號
大正十四年七月縣令第六十四號改正

一六六

第一條 保健衛生の改善を促進する爲め本規程に依り豫算の範圍内に於て左記各號の一に該當する事業の費用に對し支出精算額の三分の一以内の補助金を交付す但し其の補助金を交付するは第一號に付ては豫算額三百圓以上第二號に付ては豫算額百圓以上の事業に限る事業に付支出に伴ふ収入及寄附金あるときは之を控除したる支出精算額に對し補助金を交付す

一、共同井戸並簡易水道の改善又は新設

二、人體寄生蟲の驅除

特別の事由あるときは本條第一項の制限に拘らず補助金を交付することあるべし

第二條 補助金の交付を受けむとする者は左記事項を具し事業着手前知事の認可を受くべし

一、事業の種類並に場所

二、事業施設を要する事由

三、事業施設計畫並に圖面

四、着手及終了見込月日

五、共同井戸並簡易水道にありては其の使用戸數人口

六、寄生蟲驅除にありては其の區域戸數人口

第三條 認可を受けたる事項の施設計畫を變更し又は休止若は停止せむとするときは其事由を具し知事の認可を受くべし

第四條 第二條の認可を受けたるものは事業の終了後三十日以内に事業の成績及精算書を添へ補助金の交付を申請すべし

第五條 左の各號の一に該當するときは補助金の全部又は一部の返還を命じ若は認可を取消し又は補助金を減額することあるべし

一、事業に付き不正の行爲ありと認めたるとき

二、事業を廢止し又は停止したるとき

三、第三條、第四條に違反したるとき

第六條 本規定に依り知事に提出する書類は所轄警察官署を経由すべし

所轄警察官署長第二條第三條第四條の書類を受けたるときは各其の適否に付き意見及參考となるべき事項を具し速に知事に進達すべし
附 則

本令は大正十四年四月一日より之を施行す

熊本縣

人體寄生蟲驅除費補助規定

大正十五年六月十一日
告示第三百四十一號

第一條 市町村に於て十二指腸蟲又は蛔蟲の驅除を爲したるときは其の支出額に對し二分の一以内を補助す

前項以外の寄生蟲に在りても特に必要と認むる驅除費に對しては補助することあるべし

第二條 前條の補助を受けんとするものは事業着手前左の事項を具し知事の認可を受くべし

一、寄生蟲調査及驅除を行ふべき區域及人員

二、驅除すべき寄生蟲名及施行の方法

三、調査開始月日並驅除終了の豫定月日

四、豫 算 書

第三條 第一條の支出に伴ふ収入寄附金又は補助金等あるときは支出總額より之を控除したる額に對し補助す

第四條 市町村より申請せる支出額にして不適當と認むるときは之を査定し其の額を定む

第五條 補助金の申請書は驅除終了後一ヶ月以内に附錄第一號様式に依り同第二號及第三號の書類を添付し提出すべし

附 則

本規程は公布の日より之を施行す

本規程公布以前に係る大正十五年度に屬する人體寄生蟲豫防驅除費の支出に對しては本規程に依り補助す

鹿児島縣

寄生蟲驅除費補助規程

大正十一年二月
鹿児島縣令 第七號

第一條 市町村に於て人體寄生蟲驅除の爲支出したる金額に對し其の三分の一を補助す

第二條 事業に伴ふ収入又は寄附金等あるときは支出總額より之を控除し補助額を定む

第三條 市町村より申請せる支出精算額過當と認むるときは之を査定し其の査定額に對し補助額を定む

宮崎縣

人體寄生蟲驅除費補助規程

昭和三年九月二十八日
宮崎縣令 第三十七號

一六七

第一條 市町村に於て人體寄生蟲驅除の爲費用を支出したるときは其支出精算額に對し三分の一以内を補助す

第二條 前條の支出精算額にして過當と認むるときは之を査定し其査定額に對し補助す

第三條 市町村長に於て補助申請を爲さむとするときは毎年度末以前に於て其都府第一號様式に依り之を爲すべし

前項の申請書には左の書類を添付すべし

一、驅除費精算書(第二號様式)

二、支出明細書(第三號様式)

三、出納金に對する證憑書類寫

第四條 第一條の支出精算額とは事業に伴ふ収入又は寄附金を控除したる支出精算額を謂ふ

附 則

本令は公布の日より之を施行す

沖繩縣

人體寄生蟲驅除費補助規程

昭和四年六月四日
沖繩縣令第二四號

第一條 市町村又は其の他の團體に於て人體寄生蟲驅除(驅除の爲にする検査を含む)を施行したるときは本規程に依り豫算の範圍内に於て補助金を交付す但し支出精算額二十圓未滿なるときは補助せず

第二條 前條の補助を受けむとするものは第一號様式に依り豫め知事の認可を受くべし事業の變更を爲さむとするとき亦同じ

第三條 補助金額は支出精算額の二分の一以内とす但し事業に對し他より補助金又は寄附金其の他の収入あるときは之を控除したる額に對し補助す

第四條 知事は必要と認めたる場合は市町村又は其の他の團體に對し驅除の施行を指定することあるべし

前項の場合に於ける補助は前條に依らざることを得

第五條 補助金交付申請書は第二號様式に依り事業終了後當該年度二月末日迄に證憑書類を添へ知事に提出すべし

前項の期限を経過するときは補助を爲さざることあるべし

第六條 補助申請書を審査し認可と異りたる事業を爲し又は精算額不當なりと認めたるときは之を査定し補助を爲すことあるべし

第七條 本規定に依り知事に提出すべき書類は總て所轄警察署を経由すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

第三項 內務省式改良便所の普及狀況及其の獎勵補助

我が內務省では大宮實驗所での長年月に亘る實驗調査の結果改良便所に關する成案を得たので之を普及獎勵する手初めとして昭和二年七月內務省で開催せられた地方衛生技術官會議で左の通り指示せられたのである。

改良便所普及に關する件 (昭和二年七月於地方衛生技術官會議內務大臣指示事項)

糞尿は消化器傳染病、寄生蟲病等の病源蔓延の源泉にして其の處分法の如何は公衆衛生上の重大問題たり殊に我邦に在りては糞尿の大部分は汲取りて其の儘肥料に供せらるるものなるを以て汲取式便所の改善は極めて緊要の事に屬す目下此の目的に適合せる改良便所を考案研究中なるも既成の案を以てしても多大の効果を收め得べきは明なるを以て此の際糞尿處分の衛生的意義を一般に知悉せしめ改良便所に關し適切なる方策を講せられたし。

斯く指示せらるると同時に其の効價並構造等に就て詳細な説明があり。

且つ大宮實驗所に於ける實驗報告書及內務省實驗所考案改良便所と題した「パンフレット」を配布せられたので各府縣では直ちに警察署長會同及市町村長會議等で同様普及獎勵方を指示すると同時に活動寫眞を利用したり、模型を造つたり又は府縣費で補助したりして普及に努めた結果本縣で調査した處に依れば大體別表に示した通り大正十五年中には新潟、山梨、福井、佐賀及山口の五縣で五ヶ所餘昭和二年中には京都、大阪、兵庫、新潟、群馬、茨城、山梨、青森、山形、秋田、山口、徳島及佐賀の十三府縣で百四十一ヶ所餘、昭和三年中には兵庫、新潟、埼玉、群馬、茨城、木、静岡、岐阜、宮城、福島、山形、秋田、福井、富山、山口、徳島及香川の十七縣で九百七十八ヶ所餘昭和四年中には京都、兵庫、新潟、埼玉、群馬、茨城、栃木、静岡、岐阜、宮城、福島、山梨、秋田、福井、富山、山口、徳島、香川、鹿児島、十八府縣で千三百二十三ヶ所餘即ち昭和四年中までに合計二千五百二十四ヶ所の內務省改良便所が設置せられたのであるが、之を市部と郡部に區別すると市部に二百八十一ヶ所、郡部に二千二百四十三ヶ所又之を一般民家と官公衛學校とに區別すると一般民家に二千二百四十八ヶ所、官公衛學校に二百六十七ヶ所の設置を見たのである、そして官公衛學校に設置せられた數が一般民家に比べて頗る少數の様に見へるけれども官公衛學校のは大抵其の規模が大きく便所として一ヶ所として計上してあるけれども一ヶ所にて多數の落口を備へて居るから使用せらるる實際の上では餘り大差ないものと想像せらるるのである。

改良便所築造の費用は別表に示す通り非常に高低の差異があるけれどもこれは前述の通り多數の落口を備へたものも便所として一體を爲すものを一ヶ所として計上した爲めに當然起る結果であつて不思議でないのである。郡部として一ヶ所當り平均が最も廉價に出來上つてゐるのは香川縣の二十圓で最高は埼玉縣の千八百圓であるが是は小學校のものであるから相當大規模のものと思はれるのである、又市部として一ヶ所當り平均が最も安價に出來上つてゐるのは山形縣の四十一圓五十錢で最高は京都府の六百圓であるが是も私立托兒所のものであるから郡部の最高と同様相當大

中隔は天井より四寸乃至六寸を隔てて各室を連絡し第一室の糞尿は第一中隔の下部を通りて第二室に移り第二中隔の上縁を超えて第三室に入り更に第三中隔の下部を通りて第四室に至り第四中隔の上縁を超えて第五室に溢出する構造装置とし第五室に汲取口を設けること

四、各室中隔板の間隔は第一室二尺第二、第三、第四各室は八寸第五室は一尺五寸の割合とす

五、糞尿の落口は土管又は適當の物質を以て糞尿壺と連絡し汲取口は鐵製の覆蓋を以て密閉し臭氣の發散及昆蟲雨水等の浸入せざる構造たること

六、小便所の尿は前號糞尿落口又は第一室の上部に流入せしむる装置となすこと前項の標準は常時使用人員十人以内のものを示したるものとす

第五條 補助金の交付を受けんとする者は左の事項を具し設計圖及經費見積書を添付して知事に申請すべし

一、住所氏名

二、設備の位置

三、糞尿壺の大きさ及使用人員

四、縣費以外の補助金寄附金其他の収入豫定額

五、工事着手及竣工豫定年月日

市町村其他の團體に在りては左の事項を具し申請すべし

一、設置計劃

二、經費豫算

三、設置個數

四、設備の位置

五、經費支出に關する規定又は議決等

六、支出に伴ふ収入豫定額

七、工事着手及竣工豫定年月日

第六條 工事完成したるときは精算書及證憑書類を添付して知事に届出使用前検査を受くべし

第七條 前條により提出したる精算書にして相當ならずと認むるときは之を査定し其査定額に對し補助す

工事費に對し補助金寄附金其他の収入あるものは前項査定額より之を控除したる殘額に對し補助す

第八條 補助を受けたる圖面を處分し又は其使用を廢止したるときは補助金の全部又は一部を返納せしむることあるべし

第九條 本規程により知事に提出すべき書類は市役所町村役場及所轄警察署經由すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

群馬縣

便所改良獎勵規程

昭和二年四月一日
群馬縣令第三十四號

第一條 便池の構造設備の改良を獎勵する爲め本規程に依り毎年度豫算の範圍内に於て補助金を交付す

第二條 補助金は便池の改良設備を爲したる者に之を交付す

第三條 補助金は設備の爲め要したる費用の三分の一以内とし検査の上所定の構造設備を有するものに對し之を交付す

第四條 改良便池の構造設備は左記に従ふし

一、尿尿壺は厚さ三寸以上(底は五寸以上)の「セメント」にて箱形に築造し内部は「防水モルタル」を塗布し基底より約五寸を距てたる隔板と上部より約三寸を距てたる隔板及基底より約五寸を距てたる隔板と上部より約四寸を距てたる隔板とを以て尿尿の落口に連絡する第一室及第二室第三室第四室並汲取口を付したる第五室とに區分し尿尿は第一隔板を潜りて第二室に至り第二隔板の上縁を越えて第三室に溢出し次に第三隔板を潜りて第四室に至り第四室隔板の上縁を越えて第五室に溢出する裝置構造なること

二、尿尿壺の内部は長さ六尺幅三尺深さ三尺各以上とし保温の爲め之を地中に埋設すること但し上部は三寸乃至五寸地平面より高くすること

三、尿尿の落口は土管を以て尿尿壺と連絡し土管の深さは第二隔板の高さと一致せしめ汲取口は鐵製の覆蓋を以て閉じ臭氣の發散及雨水の浸入せざる様構造すること

第五條 補助金の交付を受けむとする者は申請書に左の事項を具し知事に提出すべし

一、住所、氏名

二、設備の位置

三、着手及竣工年月日

前項の申請書には設計書、圖面及經費見積計算書を添付すべし

第六條 設備完成したるときは決算書を添付し直に知事に届出で使用前検査を受くべし
第七條 本令に依り知事に提出すべき書類は所轄警察署を経由すべし

附 則

本令は昭和二年四月一日より之を施行す

茨城 縣

便所改良補助規程

昭和三年八月七日
茨城縣告示第四百四號

第一條 本規程に於て便所と稱するは便器及便池を謂ふ

第二條 消化器傳染病又は腸内寄生蟲豫防の目的を以て第三條の規定に委り便所を新築又は改築せむとする者に對し毎年度豫算の範圍内に於て其の工費の支出精算額の三分の一以内を縣費より補助す 但し公共團體若は法人に於て便所を新築又は改築したる場合又は知事に於て補助の必要なしと認めたる者に對しては補助せざることをあるべし

第三條 便所の構造は左の各號を具備することを要す

一、便所の材料は陶器、煉瓦、石、又は混凝土等の不透透質材料を用ひ水分の滲入漏出を防止し得べき装置と爲すこと

二、便池の大きさは糞尿汲取室(第五室)を除き一二立方「メートル」以上の糞尿を容るるに足ること

三、便池は地下に埋没し其の深さ一「メートル」以上とし被蓋を設くること

四、便池の内部は上下より交互に裝置せる中隔を以て五室以上に分つこと

五、大便器(キンカクシ)と便池の第一室とは圓筒形土管を以て連絡すること

六、小便は導管により前號管(糞尿落口土管)内に流入する如く裝置すること

七、糞尿汲取室の被蓋には適宜の位置に糞尿汲取口を設くること

八、糞尿汲取口の蓋は被蓋に密着し臭氣の散逸雨水の滲入及昆蟲類の侵入を防止し得ること

九、大便器には昆蟲類の侵入を防止する目的を以て木製又は金屬製の蓋を設くること

第四條 第二條の規程に依り補助を受けむとする者は左記各號を具し知事に申請し工事施行の認可を受くへし之を變更せむとする場合亦同し

一 新築又は改築せむとする者の住所職業氏名並生年月日

二 新築又は改築の目的

三 便所使用者數(家族同居者及傭人等を含み旅館等に在りには一日平均の來客數を別に記載すること)

四 邸内建物配置平面圖(新築又は改築せむとする便所の位置は朱書すること)

五 工事設計書構造仕様書及其の略圖

六 工事費豫算内譯書

七 工事請負者の住所職業氏名並生年月日

八 工事着手年月日

九 工事落成期日

第五條 第三條に依り便所を新築又は改築せむとする者は指導者の派遣を知事に申請することを得

第六條 便池の底側壁及中隔完成したるときは被蓋を覆ふ以前に於て知事に届出で第一次検査を受くべし

工事に關しては當該官吏員の指示に従ふべし

第七條 工事落成したるときは知事に届出で第二次検査を受くべし

前項の検査を受けたる後に非ざれば便所を使用することを得ず

第八條 前條の検査を受けたるときは補助の申請を爲すことを得

第九條 補助の申請書には工事費支出明細書並證憑書類を添付すべし

第十條 補助に關し必要と認むるときは當該官吏員を派遣し實地調査を爲さしむることあるべし

第十一條 第九條の添付書類に依る工費支出精算額過當と認むるときは之を査定し其の査定に對し補助することあるべし

第十二條 左の各號の一に該當する場合に於ては第二條の規定に拘らず補助の歩合を増加することあるべし

一 傳染病豫防法第十九條第七號に依り知事に於て便所の新築又は改築を命じたる場合

二 日本住血吸蟲病又は「チストマ」患者ありたる家に對し知事に於て便所の新築又は改築を命じたる場合

第十三條 本規程に依り便所の新築又は改築を爲したる者は當該官吏又は吏員の臨檢を拒むことを得ず

第十四條 本規程に依り知事に提出すべ書類は所轄警察署を経由すべし

第十五條 警察署長に於て第四條又は第八條の申請を受理したるときは速に實地調査を遂げ意見を付し知事に進達すべし

附 則

本規程は公布の日より之を施行す

三 重 縣

衛生事業費補助規程

大正八年三月
縣令第二五號
大正十五年六月改正

第一號 公共團體、公益團體若は私人の施設する左記事業にして必要と認むるときは別に規定する場合を除くの外其の事業費に對し三分の一以内の補助金を交付す但し支出に伴ふ収入又は補助金、寄附金等あるときは其の額を控除したる殘額に對して補助す

一、飲料水の改良 明治三十三年法律第九號水道條例に依らざるもの

二、衛生博覽會 衛生展覽會等の開設

三、肺結核豫防に關する施設

四、産婆養成に關する施設

五、其の他衛生事業にして特に必要と認めたるもの

第二條 前條に依り補助を受けむとする者は豫め左記事項を具し知事に申請すべし

一、施設事業の種類及目的

二、施設方法、仕様書、設計書、圖面等

三、收支豫算

調査上必要と認むるときは前項の外尚書類の提出を命ずることあるべし

第三條 補助金交付の指令を受けたる者にして前條申請事項を變更せむとするときは豫め其の事由を具し知事の認可を受くべし

第四條 補助金は事業終了後一ヶ月以内に其の施設事業成績書及收支決算書を提出したる後に於て之を交付す 但し支出金過當と認むるときは之を査定し其の査定額に對して補助金を交付す

第五條 補助金の交付の指令を與へたる者と雖も其の事業を中止したるときは之を交付せざるることあるべし

第六條 補助は物品を交付することあるべし此の場合に於ては其の物品の代價に依り金額に換算す

附 則

本令は大正八年四月一日より之を施行す

靜 岡 縣

厠 間 改 良 獎 勵 補 助 規 程

昭和四年四月十三日
靜岡縣令第三十九號

第一條 補助金は厠間の改良設備をなしたる者に對し豫算の範圍内に於て壹箇所貳拾圓以内とし検査の上所定の構造を有するものに之を交付す

第二條 厠間の構造は内務省式改良便所とす

第三條 補助金の交付を受けんとするものは申請書に左の事項を具し知事に提出すべし

一、住所氏名

二、厠間設置の位置

三、着手及竣工の豫定年月日

前項の申請書には設計書圖面及經費見積計算書を添付すべし

第四條 設備完成したるとき精算書を添付し遲滯なく知事に届出使用前検査を受くべし

第五號 本令に依り知事に提出すべき書類は所轄警察署を経由すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

山 梨 縣

便 所 改 良 補 助 規 程

昭和四年三月二十一日
山梨縣令第八號

第一條 本規程に於て便所と稱するは便器及便池を謂ふ

第二條 腸内寄生蟲病又は消化器系傳染病豫防の目的を以て本規程に依り便所を設置したるものに對しては毎年度縣豫算の範圍内に於て其の工事費精算額の三分の一以内を補助す 但し日本血住吸蟲病の有病地に設置したるものに對しては其の歩合を増加補助することあるべし

第三條 便所の構造は別紙標準設計圖に基き左の各號を具備することを要す

一、便池は「コンクリート」製に防水モルタルを塗付し又は腐食せざる不透透質の材料を用ひ水分の滲入漏出を防止し得べき裝置と爲し其の大き

は汲取室を除き其の便所使用者の糞尿三ヶ月分以上を容るるに足ること

二、便池は深さ一メートル以上とし被蓋を設け地下に埋没し其の内部は上下より交互に装置せる中隔を以て五室以上を分ち其の第一室に落口を設け最後の室に汲取口を設けること

三、汲取口には適當の蓋を設け臭氣の放散雨水の滲入及昆蟲類の侵入を防止する設備とすること

四、小便は導管により便池の第一室に流入する如く装置すること

五、大便器と便池の第一室とは圓筒形土管を以て連絡し上部には昆蟲類の侵入を防止する爲め適當の蓋を設けること

第四條 補助を受けむとするものは工事着手前申請書(様式の一)に便池の側断面圖及平面圖を添付し知事に申請し認可を受くべし

第五條 便池の底側壁及中隔完成したるときは被蓋を施す以前に於て知事に届出で検査を受くべし

第六條 工事落成したるときは使用前知事に届出で使用承認を受くべし

第七條 補助金交付の請求書(様式の一)は使用承認を経たる後精算書(様式之三)を添付し提出すべし

第八條 工事費精算額適當と認むるときは之を査定し其の査定額に對し補助す

第九條 本規程に依り知事に差出すべき書類は所轄警察署を経由すべし

宮城 縣

傳染病豫防法施行細則 沿革

大正十三年二月一日 縣令第九號
昭和四年三月六日 縣令第十四號改正

第八章 傳染病豫防費補助

第四十五條 市町村に於て傳染病豫防救治の爲めに支出したる經費に對する縣費補助は左の區分により交付す 但し一、會計年度の支出額五十圓未滿なるときは補助せず

一、傳染病院隔離病舎、隔離所、消毒所の建築(改築、移築、増築を含む)及び之に伴ふ設備並傳染病豫防上知事に於て必要と認め便所の改良下水溝の設備改造を爲さしめたるものに對しては三分の一 但し傳染病發生し本細則の規定により知事の認可を受くる暇なき場合に於て一時假設又は借入に屬するものに對しては六分の一(大正二三、四、八改正)

改良便所補助規程に關する件

昭和四年五月三十一日青衛第一、一二三號 內務省衛生局長宛 青森縣知事回答

本月二十二日附衛乙發第二三號を以て御照會に係る標記の規程無之候也

追て町村に於て傳染病豫防費より支出し築造したるものに對しては傳染病豫防費補助規定を準用し支出額の六分の一を補助致居候に付申添候

改良便所補助規程に關する件

昭和四年五月二十七日 秋收衛第二、四〇九號

內務省衛生局長宛 秋田縣知事回答

標記の件に關し本月二十二日附衛乙發二三號を以て御照會相成候處本縣に於ては別紙保健衛生事業獎勵規程に據り昭和三年度以降改良便所の設置に對し獎勵金を交付致居候條右及回答候也

秋田 縣

保健衛生事業獎勵規程

昭和三年七月十三日
秋田縣令第五十八號

前條の規程に依り獎勵金を交付する事業の種類左の如し

一、十二指腸蟲蛔蟲其の他の人體寄生蟲の豫防驅除施設

二、前各號の外必要と認むる事業

第四項 海外渡航に關する寄生蟲法規、例規

海外渡航者に對して寄生蟲(十二指腸蟲)の検査を開始するに至つた沿革は明治四十三年秋在桑港帝國總領事代理から、我が外務省宛で從來東印度人及支那人に對しては米國入國の際十二指腸蟲の検査をすることになつて居つたが本邦人に對しては未だ検査をしないのであつた。然るに今回地洋丸便の我婦人三十一名に對して右検査を施行することとなつた結果十四名の十二指腸蟲有卵者を發見した爲移民局留置所で三十日の豫防期間加養をさせ五十弗の實費支拂保證を納めさせることとなつたから乗船前に十二指腸蟲の驅除を受けて無用の費用と不快を避ける様移民渡航者に充分注意せられたいと申越されたので明治四十三年十二月十九日付で外務省通商局長から別紙所載の通り渡米者十二指腸蟲病検査に關する件として乗船地所轄地方長官である神奈川、兵庫、長崎縣知事宛通牒を發せられたのである次で大正元年に至り米國政府では同年十一月十日以後(布哇は十二月一日以後)米國に到着する者の中十二指腸蟲有卵者に對しては特殊の場合を除いた外從前の通り上陸受療を許可しないで本國に送還することゝなつた最も此實施期日は彼我當局者の折衝の結果翌年一月一日迄延期せられたのであるが内務省では之が準備の爲大正元年十一月二十八日岩井兵庫縣技師、北野神奈川縣技師、今井長崎縣警察醫、北島内務省防疫課長、小林外務省翻譯官補を集め渡航者の十二指腸蟲卵検査に關する協議會を開催して亞米利加合衆國、布哇渡航志願者に對する檢便の手續、方法等に亘つて詳細な協議(別紙大正元年十一月二十八日內務省に於ける渡航者十二指腸蟲卵検査に關する會議の決議事項参照)をなし次いで同年十二月二十七日付外務次官から各府縣知事(別紙十二指腸蟲病検査開始に關する件中共一参照)及神奈川、兵庫、長崎縣知事(同上共二参照)宛々訓令を發して大正二年一月十一日以降出願の北米合衆國本土及布哇渡航者に對しては乗船港で從來施行の「トラホーム」検査の例に倣つて神奈川、兵庫、長崎の三縣廳に特置する海外渡航者検査醫が十二指腸蟲の検査を執行することゝなり交通不便であるが比較的渡米者の多い沖繩縣に對しては特に其の豫備検査機關を同縣廳に設け斯くて上記渡航者の糞便を豫備検査と本検査とに分つて開始することゝなつたのである。又米領比律賓群島渡航者に對しても大正元年十二月二十日付で在マニラ領事代理副領事から同年十一月十八日マニラ入港の「シカゴ」丸搭乗の移民中五名の十二指腸蟲病患者が發見せられ何れも一時上陸を拒絶せられ税關所屬の移民略置所で療養を加へ其中四名又は全治の上入國を許可せられたが一名は遂に全治しないで送還せられた様な次第で、米國官憲の之等移民に對する十二指腸蟲病の検査が嚴重となつたのであるから我國でも嚴重な検査をして尙くも十二指腸蟲若くは之に疑はしい蟲卵を持つて居る者は一切渡航をさせず上陸拒絶の不幸に遭遇する者がなき様相當の措置を執られ度意味の稟申があつたので、翌年一月九日付外務次官から各地方長官に對する通牒で比律賓群島渡航者にも北米合衆國本土及布哇渡航と同様十二指腸蟲の検査を行ふ様になつたのである。

「トリコストロンギールス」有卵者に就ては從來本邦の渡米移民検査に際し我が移民検査醫が「トリコストロンギールス」有卵者と認めたときは十二指腸蟲有卵者と同様之を不合格者として其の渡航を差止めて居つたのであるが前者は健康上無害であるから後者と區別するのが適當である旨神保孝太郎氏より外務省へ申出があつて米國での取扱振を調査の結果大正八年十一月二十日付で内務省衛生局長から乗船地々方長官に通牒があつて爾後「トリコストロンギールス」卵のみを保有して居る者は不合格として其の渡航を差止むるに及ばないことゝなつたのである。

肝臟「デストマ」病は從來米國では千九百十七年米國移民法第三條の所謂危險な傳染病に該當するものとして該病患者に對しては入國を拒絶して居つたのであるが昭和二年十二月一日着の電報で在ホル、總領事から外務大臣宛華府衛生局長より合衆國検査官に對し肝臟「デストマ」病(Donor's disease)は入國拒絶の病氣より除外す但入國後生活に支障を生ずる程度に進める重患患者は從來通り治療を許可せず送還すべき旨訓令越たり」との報告があつたので本邦でも從來の取扱振りを變更して米國及其の領土渡航者で「肝デストマ」有卵者は重患患者でない限り普通生活に差支ない程度の方に對しては旅券が下付せらるゝことゝなつた。

米國及其の領土渡航者に對しては寄生蟲(十二指腸蟲)の検査を必要とすることは上述の通りであるが其の他の外國渡航者に對しては目下の處入國條件としては別に寄生蟲の検査を要しないのであるけれども伯刺西爾行移民に對しては我が移民收容所長に於て伯國移民として同所に收容したる移民の糞便検査を施行しつゝあるが寄生蟲の有卵率は本邦農村に於けるものと殆んど差異がないのである、從て斯る多數の寄生蟲有卵者を醫術醫藥の乏しい極めて交通不便な土地に永住の目的で渡航させるのは單に渡航者其の者の不幸不利であるのみでなく保健上並人道關係當局者として座視することが出来ない、去ればとて短時日の收容中に完全な驅除を實施することも不可能であり又乗船後航海中に驅除を實施することも船中其の他種々困難な事情が伴つて同様完全な驅除は不可能であるから渡伯出願者に對しては各府縣で特に檢便の便宜を與へると同時に驅除の完全なことを必須條件として實施獎勵せられたい旨の申立があつたので昭和四年一月八日付で社會局社會部長及衛生局長の連名で夫々各地方長官及移民募集者である海外興業會社、海外移住組合聯合會等に對し海外移民に對し可及的完全な驅除を勵行し移民の健康増進を圖り移民素質の向上を期することは移植民保護の見地よりして洵に緊切な事項と思量せられるから伯國移民を募集採用するに際しては豫め嚴重な驅除を勵行させる様にとの通牒があつたのである。

- 一、渡米者十二指腸蟲病検査に關する件 明治四十三年十二月十九日機密第三八號 神奈川、兵庫、長崎縣知事宛外務省通商局長通牒
- 二、渡米妊娠婦人に對する寄生蟲検査の件 明治四十五年四月一日送第二三五〇號 各地方長官宛外務省通商局長通牒
- 三、十二指腸蟲病検査開始方之件 大正元年十一月十六日送第二二二號 內務大臣宛外務大臣照會
- 四、米國に於ける十二指腸蟲病検査の件 大正元年十一月二十二日送第二三六號 衛生局長宛 外務省通商局長通報

五、大正元年十一月二十八日內務省に於ける渡航者十二指腸蟲卵検査に關する會議の際の決議事項

六、十二指腸蟲病患者糞便検査法に關する件 大正元年十二月十三日送第二八〇號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

(附錄) 「シヤトル」移民局に於ける十二指腸蟲病患者糞便検査法

七、比島渡航者に對する十二指腸蟲病検査に關する件 大正二年一月九日送第五號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

(附錄) 其一 比島渡航者に對する十二指腸蟲病検査に關する件

(附錄) 其二 比島渡航移民十二指腸蟲検査に關する件

八、十二指腸蟲病検査開始に關する件 大正元年十二月二十七日送第三〇九號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

(附錄) 其一 十二指腸蟲病検査開始方の件

(附錄) 其二 同

(附錄) 其三 同

九、海外渡航者検査に關する件 大正二年一月九日衛第一〇三號
各地方長官宛 衛生局長通報

十、十二指腸蟲検査方法に關する件 大正二年一月十七日送第三五號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

十一、十二指腸蟲病患者治療許可に關する件 大正二年二月二十七日送第一二三號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

(附錄) 十二指腸蟲病患者治療許可に關する件

十二、十二指腸蟲病検査に關する件 大正二年二月二十七日送第一二一號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

(別紙) 甲號

(別紙) 乙號 十二指腸蟲病検査執行方に關する件

十三、朝鮮に於ける十二指腸蟲病検査執行方に關する件 大正二年三月十一日送第一四七號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

(別紙) 十二指腸蟲病検査執行方に關する件

十四、渡米非移民の一等船客に對する十二指腸蟲病検査に關する件

(別紙)

十五、母國觀光團員の健康検査に關する件 大正三年五月八日通送第一七八號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

(別紙)

十六、海外渡航者十二指腸蟲卵検査要覽

十七、海外渡航者検査官會議要項書の件 大正四年三月十二日衛發第二〇〇號神奈川、兵庫、長崎、沖繩の各縣知事及外務省通商局長宛衛生局長通報

十八、海外渡航者検査成績報告様式等に關する件通牒 大正四年三月十二日衛發第一九七號神奈川、兵庫、長崎及沖繩四縣知事宛衛生局長通報

十九、海外渡航者検査成績報告表に關する件通牒 大正四年五月十五日內務省衛發第八五號
神奈川、兵庫及長崎縣知事宛衛生局長通報

(別紙) 海外渡航者豫備検査成績通報方の件照會

二十、「トリコストラングラス」卵帶者者の米國入國方に關する件通牒 大正八年十一月二十四日衛第二〇八一號
神奈川、兵庫及長崎縣知事宛衛生局長通報

(別紙)

二十一、渡米者クラノル、キアシス (Gonorrhea) の病検査に關する件 大正十一年六月二十四日衛發第二四八號
神奈川、兵庫及長崎縣知事宛衛生局長通報

二十二、米國にて肝臟デストマを入國拒絶の病氣より除外したる件 昭和二年十二月六日通三普通合第二四四九號
衛生局長宛外務省通商局長通報

(別紙) 米國にて肝臟デストマを入國拒絶の病氣より除外したる件

二十三、伯國行移民の寄生蟲検査及驅除方に關する件 昭和四年一月八日收社第七號
各地方長官宛社會局社會部長衛生局長聯名通牒

(二號) 伯國行移民の寄生蟲検査及其驅除方に關する件 昭和四年一月八日收社第七號海外興業株式會社々長、海外移住組合聯合會理事長宛社會局社會部長衛生局長聯名通牒

二十四、伯國行移民の寄生蟲検査及其の施行方に關する件

昭和四年一月八日收社第七號
移民收容所長宛 社會局社會部通牒

(別紙) 一號 伯國行移民の寄生蟲検査及驅除方に關する件

昭和三年十一月三十日移發第一九一號
社會局社會部長宛 神戶移民收容所長照會

二十五、伯國行移民の身體検査に關する件

昭和四年三月七日衛豫第三五號
各地方長官宛 衛生局長通牒

(別紙) 伯國行移民の寄生蟲検査及其の驅除方に關する件

渡米者十二指腸蟲病検査に關する件

明治四十三年十二月十九日 機密第三八號 神
奈川、兵庫、長崎縣知事宛 外務省通商局長通牒

從來北米合衆國桑港に向け渡航する東印度人及支那人に對しては危險なる寄生蟲(十二指腸蟲)の有無を検するが爲め其身體の検査を施行し來りたるも本邦渡航者に對しては之を行はざりしに過般同港到着の地洋丸便にて渡航せし我が婦人に對して初めて之を執行し其の結果十數名の患者を發見したる由にて今後無益の費用と取扱上の不快とを避くるが爲乘船前右寄生蟲の驅除を計らしむる様致度旨別紙の通在桑港帝國總領事代理より申越有之候條各自到着の際検査の安全を保する爲同港は勿論他の北米合衆國諸港及布哇に赴く者に對しては一般に渡航前右寄生蟲に侵さるゝもの無之様手當方注意を與へられ度此段及申進候也

(別紙)

東印度人の多數が本年夏桑港に來着の當時移民局醫員が其の入國の防止策として危險なる寄生蟲(Hookworm)ある東印度人は上陸を許すべからずと説きたるを以て初め東印度人に對し其身體の検査をなし支那人に對しても其後同様の検査をなしたるに獨り本邦人に對しては之をなざりし然る處今同地洋丸便の我婦人三十一名に對して右検査を施行することとなりたる結果患者十四名を發見したるを以て移民局留置所に於て三十日の猶豫期間加養をなさしめ五十弗の實費支拂保證を納めしむることとなり右の次第に付乘船前右寄生蟲の驅除を計り費用と不快を避くる様移民渡航者に充分注意あらんことを希望す。

(本件は四十二年十二月二十日送第七九三二號を以て北海道廳長官、警視總監、各府縣知事へ通牒せり)

渡米妊娠婦人に對する寄生蟲検査の件

明治四十五年四月一日送第二三五〇號
各地方長官宛 外務省通商局長通牒

北米合衆國諸港及布哇に赴く本邦人の寄生蟲病手當注意方の儀に關しては曩に通牒申進置候次第有之候處這回在桑港帝國總領事より妊娠中の婦人は腸内寄生蟲驅除の治療を施し得ざるにより米國移民官は今後妊娠中の婦人にして十二指腸蟲病に罹れる者の上陸を許可せざることとなせる旨

報告致來候條今後妊娠中の婦人にして米國へ渡航する者は寄生蟲有無の顯微鏡検査を受くるか又は出産後渡航をなすかの孰れかに據ること必要な旨一般に警告方可然御取計相成度此段申進候也

十二指腸蟲病検査開始方件

大正元年十一月十六日送第二二二號
內務大臣宛 外務大臣照會

米國政府に於ては本年十一月一日以後(布哇は十二月一日以後)米國に到着する者の中十二指腸蟲患者に對し特殊の場合を除くの外從前の通上陸受療を許可せず本國に送還する事に相定め現に本月到着の邦人中該病者として米國醫官に診斷せられたる者不少次第に有之候に付渡米本邦人の利益の爲め明治四十年中「トラホーム」病患者に對し官の検査を開始したると同様の主意により横濱、神戸、長崎の三乘船港に於て相當の設備を整へ検査を行ふこと致度尙右は急遽實行の必要有之候條至急御詮議の上必要の經費中本年度の分は豫備金支出又は追加豫算を請求せられ來年度の分は通常豫算に計上せられ候様御取計相成度此段及照會候也

米國に於ける十二指腸蟲病検査の件

大正元年十一月二十二日送第二三六號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

本件に關し在米珍田大使より別紙の趣電報有之候に付御了知相成度此段申進候也

(電信寫)

珍田全權大使

內 田 外 務 大 臣 殿

十一月二十日更に商工務省當局者と懇談の結果本件訓令實施を來年一月一日迄延期することに決し直に其旨を同省より關係地方官憲に電報する筈なり當局者の説明によれば元來移民局病院入院料は患者の自辨なるも實際上病院の設備に要する經費は到底入院料を以て之に充つるに足らざるが是等經費は其性質上米國の負擔すべきものにあらざりて當然移民所屬國の負擔に歸せしむべき筈のものなれば寧ろ移民乘船前に十分なる検査を施行し罹病者は其本國の設備する病院に於て治療を受け全快の上渡航せしむるを至當と認むるのみならず傳染病患者の入國は甚だ好ましからざるに付今回該訓令を勵行することとなりたる次第なるも實際今日の如き過渡的時代にありては之が爲患者並汽船會社に取つて或は困難を感じる事情なきにあらざるべく又日本國政府に於て遠からず検病設備を整ふるの計畫あるに顧み——(貴電第一八三號) 商工務省に於ても右訓令實施を來年一月一日迄延期し夫れ迄從來の如く患者入院治療を許可すべく又汽船會社に對する罰金も之を免除すべしとのことなり今回當局者に於て前陳の如き解決方法を採るに至りたるは要するに次官の前言と貴電第一八三號の日本國政府の執らるべき處置に重きを置きたる結果と推測せらるゝに付右之事情御舍の上來る十二月十日頃以後に本邦出帆之汽船に對しては特に嚴重に検病を施行する様御取計あらん事を切望す。

大正元年十一月二十八日內務省に於ける渡航者十二指腸蟲卵検査に關する會議の際の決議事項
決議事項

大正元年十一月二十八日岩井兵庫縣技師、北野神奈川縣技師、今井長崎縣警察醫並に北島防疫課長、小林外務省翻譯官補の五氏內務省に會合渡航者の十二指腸蟲病検査に關し協議の上決議の事項左の如し。

(一) 渡航者の豫備的検査

- 一、亞米利加合衆國、布哇渡航志願者は渡航出願後各府縣廳に配付しある一定の容器に自己の糞便を入れ自己の欲する乗船地たる横濱、神戸、長崎の何れかに於ける渡航者糞便検査係へ宛て送付すべきこと。
- 沖繩縣下の渡航出願者に對しては該縣下へ別に適當なる醫師を國費を以て配付するか又は縣立病院の健康證明書によるかを後日決定の上それに従ひ豫備的検査を行ふも朝鮮人には行はざること。
- 一、糞便の送付を受けしときには別紙検査法中の矢尾板氏法により精査し十二指腸蟲卵(仔蟲)「アメリカ」十二指腸蟲卵(仔蟲)「ストロンギロイデス・ステリコラリス」蟲卵(仔蟲)を認めしときには不合格者とし條蟲卵蛔蟲卵及日本住血吸蟲卵(仔蟲)を見出しときには注意を與ふことに止め合格者となすこと。

(二) 渡航志願者にして豫備的検査に合格せし者の検査

- 一、豫備的検査に合格せしものは出帆前三日目(二十八日出帆ならんには二十五日を検査日とす)に乗船地に參集せしめ再検査を行ふこと。但し渡航者數等の如何により或は出帆二日目を検査日とするも差支なきも三日目以前となす能はざること。
- 一、如上の參集者には先づ「トラホーム」病の有無を検しその合格者のみを更に十二指腸蟲病に付豫備的検査と同法により検査を行ふこと。
- 一、渡航者の糞便は検査所にて採取するか又は宿屋に於て糞便の交換等不正手段のなき様充分に注意の上行ふこと。
- 一、渡航合格者にして乗船地を變更せしときには更に變更乗船地にて再検査を行ふこと。
- 一、渡航合格者にして乗船せんと欲する船舶を變更せしときには再検査を行ふこと。但乗船せんと欲する豫定の船舶に遅るゝこと一、二日に他船により渡航せんとするときには再検査は任意たるべきこと。
- 一、合格者に對する検査證明書を改正するの要ありや否やは後日定むべきこと。
- 一、渡航合格者にして萬一渡航後十二指腸蟲病のため上陸を拒絶され送還されしものあるときには検査を行ひ十二指腸蟲卵(「ストロンギロイデス・ステリコラリス」蟲卵(仔蟲)「アメリカ」十二指腸蟲卵(仔蟲)を含む)を認めざるときには其旨外務省へ報告し米國に對し注意を願ふこと。

一、十二指腸蟲卵検査に對する設備は別紙豫算表によること但し本設備の完成迄は縣病院の健康證明書を徵する乎又は各船舶會社に於て別紙の検査法により兵庫にては岩井技師、横濱にては北野技師、長崎にては今井警察醫監視の下に検査せしむること。

一、本作業の爲め横濱、神戸には技師二名小使二名を長崎には技師二名小使一名を配置すること。

糞便中に於ける十二指腸蟲卵検査法

糞便少量を適宜のものを以て「オブジェクトグラス」の二箇所に塗布し後「デツキグラス」を乗せ小指爪甲にて蟲卵を破損せざる程度に於て軽く壓し弱度の擴大力にて鏡檢すべし若し蟲卵多數ならんには本法により容易に目的を達することを得るも陰性の場合には次の検査法の何れかに依るべし

(一) 「バツス」氏新法 可檢糞塊に約十倍の水を加へて硝子棒等にて軽く攪拌し乳劑様となし「ガーゼ」にて濾過し其濾液を遠心沈澱せしめ上層部を棄て更に水を加へて本作業を反覆し以て溶解性物質を去り其沈澱物に一、二五の比重を有する鹽化「カルシウム」溶液を加ふるときには蟲卵は比較的多數に液の表面部に浮游するを以て之を検査す。

(二) 宮川米次氏の「テレマン」氏變法試驗管に糞便の各部より約三瓦程の糞塊を取り純鹽酸を二倍—三倍に稀釋せしもの、七ccを加へ栓を施して強く振盪して乳劑様となるを待ちて後更に「エーテル」の等量を加へ栓を施して軽く振盪し栓を除きて生じたる瓦斯を放散せしめ後更に栓をなし兩三回振盪して鹽酸層と「エーテル」層とを混和せしめ之を「ガーゼ」にて濾過し其濾液を約二分間遠心器にて處置し其沈澱物を「ビベット」(又は代用品)にて吸取し檢すべし

(三) 矢尾板誠策氏法糞便の各部より豌豆大の糞塊五個を試験管内に取り二五%の「アンチフォルミン」溶液五・〇ccを加へて強く振盪し或は三十七度の孵卵器内に約一時間も放置して糞塊を乳劑様となし後五・〇ccの「エーテル」を加へて振盪し之を「ガーゼ」にて濾過し其の濾液を遠心器にて一二分間廻轉沈澱せしめ其の最下層部を「ビベット」にて吸取し檢すべし

十二指腸蟲病患者糞便検査法に關する件
大正元年十二月十三日送第二八〇號
衛生局長宛外務省通商局長通報

北米「シヤトル」移民局に於ける十二指腸蟲病検査方法に關し同地帝國領事より報告有之候條爲御參考右寫及送付候也

(寫)

「シヤトル」移民局に於ける十二指腸蟲病患者糞便検査法

「シヤトル」移民局囑託醫 椿 田 蔦 次 郎

第一糞便採取法

被検査者の不正手段を防がん爲め移民局付看護婦監視の下に一人宛便所に入らしむ此際「トイレット」の便壺の水面に適宜の紙片(古新聞紙)等を浮べ其上に脱糞せしめて採取に便す次で看護婦をして自ら適宜の量を豫め番號を附せる容器に採取せしめ鏡檢に備ふるを例とす但し急に便意を催さざる者に對しては「グリセリン」坐藥を以て灌腸す。

第二糞便鏡檢法

「プレバライト」を作成するに先ち必ず糞便を水に溶解し之を遠心器に由りて逕渣を形成せしめ鏡檢に供するを常とす其方法は先づ約金柑大の糞塊を採り之を普通の三百瓦位宛の硝子壺に入れ之に約百瓦位の淨水を注加し能く攪拌して平等に溶解せしむ次で縫針頭大の網眼を有する金屬網を以て製したる茶濾(左圖参照)様のものにて之を濾過せしめ他の硝子壺に受容せしむ然る後之を遠心器硝子管に盛る順序なるが多量の濾液を一時に遠心器に盛ること能はざるを以て先づ遠心器硝子管に充つる迄之を盛り約三十秒間廻轉し逕渣物を形成せしむ次で管底の逕渣物の流失せざる様靜かに上水を放棄せしめ更に殘餘の濾液を盛り同じく三十秒間廻轉し上水を放棄せしむること前の如く更に最後の濾液盡くる迄之を遠心器硝子管に盛り廻轉反覆すること前法の如くす斯く如くにして得たる殘渣物の量過多なるが故に更に淨水を注加し能く震盪して再び廻轉す斯の如くすること數回にして其逕渣の色殆んど固有の便色を帯びざるに至りて止む斯くして便色を帯びざるに至りたる逕渣物を「オブエクトグラス」に載せ「デツキグラス」を用ゐず其儘法の如く顯微鏡下に照し検査を行ふ但し此際「グラス」面上に於ける過剰の水液及び水液中に浮游せる殘渣物は成るべく流失せしむるを良とす(注意して徐々に滴下するときは卵は重きが故に決して流失の恐なし)然らざれば鏡檢の際之等殘渣物の爲め透視を妨げられ卵の發見を困難ならしむ(以下略す) (茶濾の圖面省略)

比島渡航者に對する十二指腸蟲病検査に關する件

大正二年一月九日 送第五號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

本件に關し別紙寫の通り各地方長官に通牒致候條爲御參考右寫及送付候也

(寫) 其一

送第八三號

大正二年一月九日

地方長官宛

外務次官 倉 知 鐵 吉

比島渡航者に對する十二指腸蟲病検査に關する件

今般在馬尼刺杉村領事代理より別紙寫の通同島に於ても渡來者上陸の際十二指腸蟲病の検査を勵行致候旨稟申之次第有之候に付客年十二月二十七日付送第三〇九號十二指腸蟲病検査開始方之件に關する通牒適用地を北米合衆國本土及布哇とせる外尙ほ比律賓群島を追加することに詮議相成候條該通牒は即時比律賓群島渡航者にも適施することに御處理相成度依命此段申進候也

(寫) 其二

公第二二三號

大正元年十二月二十日

外務大臣 子爵 内 田 康 哉 殿

在マニラ領事代理副領事 杉 村 恒 造

比島渡航移民十二指腸蟲検査に關する件

從來本邦移民の比島上陸前検査執行の結果入國を拒絶せられ居たるものは單に「トラホーム」疾患者のみに過ぎざりしが去月十八日入港の大阪商船會社所屬汽船「シカゴ」丸搭載の移民中五名の十二指腸蟲病患者あることを發見せられ孰れも一時上陸を拒絶せられ爾來其の筋の許可を得て税關附屬の移民略置所に療養相加へ其中四名又は全治の上其入國を許可せられ候得共一名は遂に全治するに至らず本月十七日出帆の同社船「タコマ」丸便を以て送還せらるゝに立到り申候又本月十五日入港の前記「タコマ」丸搭載の移民中にも七名の十二指腸蟲病患者を出し孰れも上陸拒絶のことゝ相成申候尤も是迄の例に據れば右等移民も當地に於て治療を加へしむべき筈の處今同より右治療の許可を得るには相當の保證を要することに改りたる外治療費其他の費用を合算するも尙ほ一人に付最低比貨六拾ペソを要し若し全治せざるときは空しく歸國せざるべからざる不幸を伴ふべき虞あり旁是等移民の取扱人たる東洋移民合資會社本島業務代理人井上直太郎は寧ろ歸朝之上治療を加へしむる方移民の爲め利益なりと思考し其儘同船にて歸國せしむることに取設たる次第に有之候右様當地米國官憲側に於て之等移民の十二指腸蟲病に對する検査嚴重となりたる以上は我當局官憲側に於ても其乗船前嚴重なる検査を施さしめられ苟くも十二指腸蟲若くは之に疑はしき蟲卵を糞便中に發見されたる場合には一切其渡航を中止せしめられ全然上陸拒絶の不幸に遭遇するものなき様相當の措置を執らしめられ候様致度茲に右に關する前記移民代理人よりの届書相添へ此段及稟申候 敬具

十二指腸蟲病検査開始に關する件

大正元年十二月二十七日送第三〇九號
衛生局長宛 外務省通商局長通報

本件に關し別紙寫の通夫々訓令相成候條委細御了悉相成度此段申進候也

(別紙) 其一